

# ○東京藝術大学公開講座規則

〔昭和57年11月25日〕  
制 定

改正	昭和59年4月19日	昭和62年5月28日
	平成元年4月1日	平成2年4月26日
	平成3年7月11日	平成4年5月12日
	平成4年6月25日	平成5年2月18日
	平成5年5月27日	平成6年4月21日
	平成7年6月22日	平成8年7月11日
	平成9年2月27日	平成13年3月26日
	平成13年3月27日	平成16年4月1日
	平成16年9月28日	平成20年4月15日
	平成21年9月24日	平成22年5月21日
	平成23年4月21日	平成24年4月1日
	平成25年10月24日	平成28年3月24日
	平成30年4月10日	

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第115条第2項の規定に基づき、公開講座の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 公開講座は、本学の教育、研究を広く社会に開放し、社会人の芸術に関する教養を高め、芸術文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において「部局」とは、美術学部（大学院美術研究科を含む。）、音楽学部、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、大学美術館、社会連携センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター及び芸術情報センターをいう。

(種類)

第4条 公開講座の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般公開講座 当該部局において企画・実施する講座

(2) 委託による公開講座 地方公共団体、民間企業等からの委託を受けて実施する講座

2 前項第2号の委託による公開講座の経費は、原則として委託者が負担するものとする。

(実施計画)

第5条 公開講座を実施しようとする部局の長（以下「部局長」という。）は、実施計画書を学長に提出し、学長の承認を得るものとする。

(講師)

第6条 公開講座の講師は、本学の役職員とする。ただし、必要がある場合は、学外の学識経験等を有する者を講師として部局長が委嘱することができるものとする。

(修了証書)

第7条 公開講座において、所定の時間の4分の3以上出席した者には、修了証書

を授与することができる。

(講習料)

第8条 一般公開講座の講習料は、学長が別に定めるものとする。

2 委託による公開講座の講習料は、原則として徴収しない。ただし、これにより難しい場合は、委託者と協議し、学長が定めるものとする。

3 公開講座(委託による公開講座のうち講習料を徴収しない講座を除く。)の受講を認められた者は、講習料を納付しなければならない。

4 既納の講習料は、原則として還付しない。

(事務)

第9条 公開講座の事務は、当該公開講座を実施する部局の事務部で行い、総括事務は、社会連携課で行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和57年11月25日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年4月19日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和62年5月28日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年4月26日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成3年7月11日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年5月12日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年6月25日から施行し、平成4年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年5月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年6月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年7月11日から施行し、平成8年4月30日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年3月26日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年9月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年9月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。